

## 災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（案）

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所長 矢崎 剛吉（以下「甲」という。）と、〇〇建設株式会社代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害及び社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴う大規模な事故災害（以下「災害」という。）における河川応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が管理する河川において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲と乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と、被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

### （業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、別紙の甲府河川国道事務所の〇〇出張所区間とする。

### （業務の実施体制）

第3条 甲は、河川に災害が発生し応急対策が必要と認めるときは被害状況に応じて書面又は電話等の方法により乙に出動を要請することができるものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、現場責任者を定め、直ちに被災状況の把握と報告並びに甲の指示による当該被害の応急復旧を実施するものとする。

### （業務の指示）

第4条 業務の指示は、甲又は担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。  
業務の監督は出張所長が行う。乙または現場責任者は応急復旧の方法等について、出張所長へ協議を行うことができるものとする。

### （業務の完了）

第5条 乙又は第3条第2項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

### （業務の実施報告）

第6条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資材等を速やかに報告するものとする。

### （契約の締結）

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

2. 契約の締結にあたっては乙が法定外労働災害補償制度に加入している事を条件とする。
3. 法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償出来る保険であること。
4. 法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(建設資材等の提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資材を提供するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は予め災害に備え第3条第1項の業務に際し、使用可能な建設資材等の数量を把握し、甲に書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は建設資材等の現状について甲が特に報告を求めたとき、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が所有する建設資材等について、予め書面により通知するものとする。

(協定区間の特例)

第10条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間等に出動を要請したときには、原則としてこれに応ずるものとする。

(工事の完成検査)

第11条 乙は、業務の完了後、完了届けを甲に提出し、甲は受理後すみやかに完了検査を行うものとする。

(費用の要請)

第12条 乙は、前条の規定による完了検査後、当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第13条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約書に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資材等の損害が生じた場合には、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

2. 乙が関東地方整備局から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名等の措置要領（昭和59年3月29日建設省厚第91号、最終改正平成6年5月11日建設省厚第185号）に基づく指名停止期間中にこの協定は適用しない。

ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

3. 取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は、書面による通告をもって覚書の解除を行うことができるものとする。

(付則)

第17条 この覚書は、覚書締結の日から施行するものとする。

この覚書の証として本書を二通作成し、甲、乙記名捺印の上各自一通を保有する。

平成24年5月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
甲府河川国道事務所長 矢崎剛吉

乙 山梨県〇〇市〇〇〇  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇